

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 Part I 個人所得税(金融・証券税制) ①

1. 総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備【所得税・地方税】

同族会社が発行した社債の利子で、個人がその同族会社との間に他の法人を介在させる場合でも、その法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払いを受けるものにつき、総合課税の対象となる。
 また、その支払いを受ける個人及びその親族等が支払いを受ける同族会社が発行した社債の償還金についても同様。

2. 電子手続きの簡素化【所得税・地方税】

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

- ① 特定口座内保管上場株式等移管依頼書の書面による提出に代えて、当該特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとなる。
- ② 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとなる。

(2) NISA非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

- ① 一定の書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要となる。
- ② 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していないものについて、令和3年分以後の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続きが設けられる。

(3) ジュニアNISA非未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)について、一定の書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要となる。

3. エンジェル税制の適用対象指定会社の指定期限の延長

エンジェル税制(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が1年延長される。

4. 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、^(注) 特定保有株式が除外され、損失計上ができなくなる。

(注)「特定保有株式」とは、平成21年1月4日において特定管理株式等であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後その株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされたものをいう。

5. セルフメディケーション税制の変更及び期限の延長

(1) 医薬品の範囲の見直し

- ① 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものが除外される。
- ② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOTC医薬品を除く。)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬効程度)が対象に加えられる。
 ※上記の改正は令和4年分以後の所得税について適用

(2) 健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への「取組関係書類」

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(以下「取組関係書類」という。)については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示が不要となる。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができるとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならない。
 ※確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。
 ※上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用。

(3) 適用期限の延長

上記(1)、(2)の措置を講じた上で、適用期限が5年延長(令和8年分まで)される。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 Part I 個人所得税（金融・証券税制）②

6. 保育・子育て助成金の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税が課されない。

7. 確定拠出年金制度の適用継続

確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置が適用される。

- ①確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額27,500円）を、月額55,000円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ②確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額12,000円）を、月額55,000円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額20,000円を上限）とする。

8. 退職所得課税の適正化

(1) 現行の退職所得の計算方法

$$\frac{\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}}{\text{A}} \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

(2) 勤続5年以下の法人役員等以外の退職所得

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額（A）の300万円を超える部分について、1/2課税が適用されないこととなる。

9. 特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲の見直し

特定公益増進法人等に対する寄附金の寄付金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から出資に關する業務に充てることが明らかな寄附金が除外される。

10. 確定申告義務の見直し

その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、

- ①控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき
- ②控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき
- ③控除しきれなかった予納税額があるとき

は、確定申告書の提出を要しないこととされる。この場合における確定申告書の提出期間については、現行の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年1月1日から5年間）と同様。

※財産債務調書の提出義務者の範囲については現行と同様。

※上記の改正は令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用される。

11. 源泉徴収関係書類の承認不要

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、一定の源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて、記載すべき事項の電磁的方法により提供をする場合において税務署長の承認が不要となる。

※上記の改正は令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神藤
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 Part II 相続・贈与税①

1. 国際金融都市に向けた税制上の措置【外国人等の相続税・贈与税納税義務の見直し】

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課されないこととされます。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等【贈与税】

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

- ①令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

	現行	改正案
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円

(注) 上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額とする。

- ②受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)に引き下げる。

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)に引き下げられます。

(注) 上記(1)(2)の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

(3) 税務署長が納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅用家屋の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、本措置の対象となる既存住宅用家屋等に含めることとされます。

(注) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合について適用する。

3. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置【相続税・贈与税】

(1) 直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じられたうえで、その適用期限が2年延長されます。

- ①信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

- イ 23歳未満である場合 ロ 学校等に在学している場合
 ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

②上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注) 上記①及び②の改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

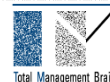
(2) 直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じられたうえで、その適用期限が2年延長されます。

①贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

②受贈者の年齢要件の下限を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。

(注) 上記①の改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用し、上記②の改正は令和4年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等について適用する。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
有 限 会 社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当：神藤
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 PartⅡ 相続・贈与税②

4. 租税特別措置等（延長・拡充）【相続税・贈与税】

- (1) 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを加えられます。
- (2) 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価格500万円以下の部分に対応する部分に限る。)を加えられます。
- (3) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとされます。(①については、一般制度についても同様とする。)
 - ①被相続人が70歳未満(現行：60歳未満)で死亡した場合
 - ②後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合
- (4) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子等の全額を免除する措置の適用期限を5年延長されます。

理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 PartⅢ 土地・住宅税制・資産課税①

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用要件の弾力化【所得税・住民税】

(1)住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除について、次の特例措置が行われます。

①住宅の取得等で(注)特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を受けることができる。

(注)「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

	次の期間内に契約が行われていること
新築	令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
建売・中古・増改築等	令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

②上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積の下限が40㎡以上までに引下げられる。ただし、その場合13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

③上記①及び②についての適用対象者については、所得税から控除しきれなかった残額を現行制度と同じ所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）を限度として個人住民税から控除する。

2. 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等の拡充【譲渡所得税・住民税・法人税】

都市計画法等の改正を前提に、次の措置が行われます（法人税についても同様）。

一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）が都市施設に追加された後の都市計画事業により土地等が買い取られる場合について、引き続き収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象とする。

3. 特定住宅造成事業等の為に土地等を譲渡した場合の特別控除の延長等【譲渡所得税・住民税・法人税】

特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和5年12月31日まで3年延長されます（法人税についても同様とする。）。

(1)適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業を除外する。

(2)適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業について、その土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業の施行地区の全部が市街化区域に含まれる場合に限定する。

4. 登録免許税の軽減措置延長・改正案【登録免許税】

(1)土地の売買による所有権移転登記等に対する税率の軽減措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年延長

(2)相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を加えた上、適用期限を令和4年3月31日まで1年延長

5. 土地に係る固定資産税の負担調整措置【固定資産税】

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続した上で、令和3年度限りの措置として、次の措置が行われます。

・宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。

6. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税の減額措置延長【固定資産税】

政府の補助等を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる家屋の床面積要件の上限を180㎡以下（現行：210㎡以下）に引き下げ、一定の補助金を対象から除外した上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長されます。

TMBニュース



理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 PartⅢ 土地・住宅税制・資産課税②

7. 不動産取得税の軽減措置延長・改正案【不動産取得税】

- (1) 不動産取得税の軽減措置について以下の改正を行い、適用期限を令和6年3月31日まで3年延長
- ① 宅地等に係る不動産取得税の課税標準を固定資産税評価額の2分の1とする特例措置
 - ② 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を3%とする特例措置
- (2) 不動産取得税の軽減措置について以下の改正を行い、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長
- ① 宅地建物取引業者が取得した既存住宅等について、以下の要件を満たす場合の減額措置
 - イ. 一定の増改築を行うこと
 - ロ. 取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に販売すること
 - ハ. 自己の居住の用に供されていること
 - ② 政府の補助等を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及びその住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、対象となる家屋の床面積要件の上限を180㎡以下（現行：210㎡以下）に引き下げ、一定の補助金を対象から除外する。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 PartⅣ 消費税

1. 課税売上割合に準ずる割合の適用時期、仕入税額控除の保存書類の改正

- (1) 消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から当該割合を用いることが出来ることとする。
- (2) 金又は白金の地金の課税仕入れにかかる仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類をその対象から除外する。
- (3) 適用要件：令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里・池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 Part V 法人税①

1. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設（施行日～令和5年3月31日までの間の取得・供用）

(1)適用法人

- ①青色申告書を提出する法人 ②産業競争力強化法の事業適応計画（仮）の認定を受ける

(2)適用対象資産

事業適応計画に従って実施される事業適応（仮）のためのソフトウェアの新增設、又はソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合。（300億円を限度とする）

(3)事業適応設備とは

事業適応計画に従って実施される主務大臣の認定を受けた一定の事業適応に供するために新增設をするソフトウェア及びソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品。（開発研究用資産は除く。）

(4)適用できる特別償却・特別控除

- ①取得価額・繰延資産の額につき30%の特別償却と3%（※）の税額控除との選択適用ができる。
 ※グループ企業外の事業者とデータ連携をする場合には5%
 ②カーボンニュートラル投資促進税制と合計で当期法人税額の20%が税額控除の限度額となる。

2. カンボニュートラルに向けた投資促進税制の創設（施行日～令和6年3月31日までの間の取得・供用）

(1)適用法人

- ①青色申告書を提出する法人 ②産業競争力強化法の中長期環境適応計画（仮）の認定を受ける

(2)適用対象資産

中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備（仮）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮）（500億円が限度とする）

(3)事業適応設備とは

①中長期環境適応生産性向上設備とは、産業競争力強化法の実用化設備等のうち、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応（仮）に用いられるもの

②中長期環境適応需要開拓製品生産設備とは、中長期環境適応に用いられる製品であって、温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する製品その他の我が国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備

(4)適用できる特別償却・特別控除

- ①取得価額の50%の特別償却と5%（※）の税額控除との選択適用ができる。
 ※温室効果ガスの削減に著しく資するものは10%
 ②デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合計で当期法人税額の20%が税額控除の限度額となる。

3. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設（令和2年4月1日～令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度）

(1)適用法人

- ①青色申告書を提出する法人 ②産業競争力強化法の事業適応計画（仮）の認定を受ける

(2)適用特例対象欠損金

令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額をいう。（一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）

(3)適用対象事業年度

- ①特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度開始の日以後5年以内に開始した事業年度
 ②事業対応計画の実施時期を含む事業年度であること
 ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること

(4)適用できる欠損金控除額

適用対象事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額＝100%控除が可能となる。（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。）

※中小企業者は本特例を適用せずとも100%控除となっている。

(5)累積投資残額

事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいう。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12 月 25 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里・池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 3 年度税制改正大綱 Part V 法人税②

4. 株式対価 M&A 促進税制の創設 (適用対象は法人)

(1) 概要

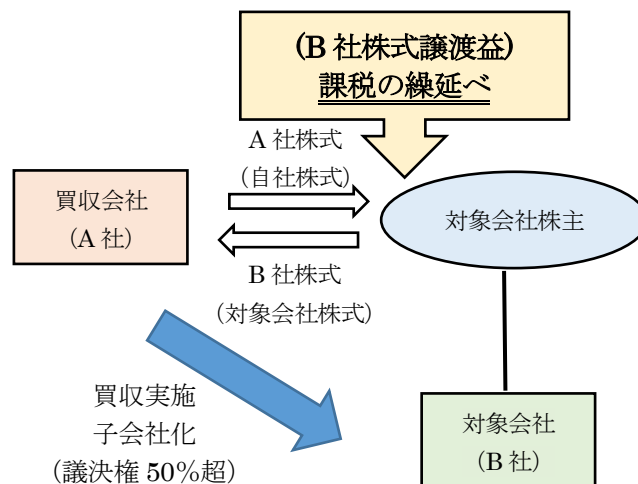
会社法の株式交付により、株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(2) 株式譲渡適用要件

対価のうち株式交付親会社の株式の価額が 80% 以上である場合に限る。株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(3) 明細書の添付が要件

確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書（株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項）を添付することとする。（株式交換・株式移転についても同様とする）



5. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

(1) 適用対象者

- ① 青色申告書を提出する中小企業者（中小企業等経営強化法の中小企業者等であって 租税特別措置法の中小企業者）
- ② 施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮）が記載されたものに限る。以下同様。）の認定を受け計画期間中に投資したもの

(2) 適用投資対象株式

経営力向上計画に従って株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ取得事業年度終了の日まで引き続き有している場合（取得価額 10 億円以内）

(3) 適用投資対象期間

経営力向上計画の計画期間中

(4) 適用できる損金算入限度額

株式等の取得価額の 70% 以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、損金算入できる

(5) 特別勘定の取崩し

下記の場合に準備金残高を取り崩して益金算入する

- ① その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合
- ② その株式等の帳簿価額を減額した場合
- ③ その積み立て事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過した日から 5 年間で均等額

6. 中小企業投資促進税制等の延長等（令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長）

(1) 中小企業者等の軽減税率の特例の適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長

(2) 中小企業経営強化税制に経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長

(3) 中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長（所得税も同様とする）。

- ① 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を追加
- ② 指定事業に不動産業、物品賃貸業、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）が追加
- ③ 対象となる法人に商店街振興組合が追加
- ④ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものが除外

※ 特定中小企業者等の経営改善設備取得の特別償却等の制度は中小企業投資促進税制と統合の上、期限をもって廃止

7. 事業継続力強化税制の改正・延長

(1) 適用要件 一定の青色申告書を提出する中小企業者が中小企業等経営強化法の改正法の施行の日（令和元年 7 月 16 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間（2 年延長）に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から 1 年以内に取得・供用した資産とする。

(2) 対象資産、償却率の見直し

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産の範囲を見直した上で令和 5 年 4 月 1 日以後に取得等する資産の特別償却率を 18% に引き下げる（所得税も同様とする）。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12 月 25 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里・池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 3 年度税制改正大綱 Part V 法人税③

8. 研究開発投資減税の改正

(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、以下のとおり見直されます（所得税も同様）。

① 総額に係る税額控除制度

イ. 税額控除率を次の通り見直し、その下限を 2% に引き下げた上で適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。
 （下限 2%～上限 14%）

(イ) 試験研究費の増減割合が 9.4% 超の場合 … $10.145\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35$

(ロ) 試験研究費の増減割合が 9.4% 以下の場合 … $10.145\% - (9.4\% - \text{増減割合}) \times 0.175$

ロ. 控除限度を次の通り見直す

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度のうち次の要件を全て満たす場合には、控除限度に当期の法人税額の 5% を上乗せする。

(イ) 基準年度比売上が 2% 以上減少

(ロ) 試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（一定のベンチャー企業特例を受ける場合を除く）

ハ. 試験研究費の額が平均売上金額の 10% を超える場合における税額控除率の特例及び控除限度の上乗せ措置の適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。

② 中小企業技術基盤強化税制の特例

イ. ①ロと同様

ロ. 試験研究費の増減割合が 8% を超える場合の特例を 9.4% に引き上げた上で次の通り見直し、適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。

(イ) 税額控除率

① 試験研究費の増減割合が 9.4% 超の場合 … $12\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （上限 17%）

② 試験研究費の増減割合が 9.4% 以下の場合 … 12%

(ロ) 試験研究費の増減割合が 9.4% 超の場合、控除限度に当期の法人税額の 10% を上乗せする。

ハ. 試験研究費の額が平均売上金額の 10% を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の 10% を超える場合（上記ロの適用がある場合を除く。）の控除限度の上乗せ特例の適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。

③ 特別試験研究費の範囲の改正

イ. 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、税額控除率を 25% とする。

ロ. 特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加する。

9. 雇用者給与等支給額増加額控除制度の見直し

(1) 給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度について以下のとおり見直されます（所得税も同様）。

① 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において次の要件を満たすときは控除対象新規雇用者給与等支給額の 15% の税額控除ができる。

イ. 新規雇用者給与等支給額：対前年度増加率 2% 以上

ロ. 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること

② 教育訓練費が増加した場合の上乗せ措置

教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の 1.2 倍）を満たす場合には控除率を 5% 上乗せする。

③ 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」について範囲を明確化するとともに、次の見直しを行う。

イ. 新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない。

(2) 中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長する。

① 雇用者給与等支給額の対前年度増加率を 1.5% 以上に見直し

② 税額控除率 10% 上乗せの要件を雇用者給与等支給額の対前年度増加率が 2.5% 以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件（当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の 1.1 倍又は一定の証明）を満たす場合を満たす場合へと見直し。

③ 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」について範囲を明確化するとともに、次の見直しを行う。

イ. 中小企業者等の要件及び税額控除率 10% 上乗せを判定する場合には雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない。

ロ. 中小企業者等の税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は雇用調整助成金及びこれに類するものの額として計算した金額を上限とする。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 PartVI 納税環境整備①

1. 税務関係書類における押印義務の見直し

- (1) 次に掲げる税務関係書類・地方税関係書類を除き、提出者等の押印を要しないこととされる。
- ① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
 - ② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類
- (注) 国税・地方税犯則調査手続における質問調書等への押印は、刑事訴訟手続に準じた取扱い(押印義務を存置)とされる。
- (2) 適用関係: 令和3年4月1日以後に提出分(施行日前も運用上、押印がなくとも改めて求めない。)

2. 電子帳簿等保存制度の見直し

以下制度について、見直し・措置が講じられる。

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度

- ①承認制度を廃止。
 - ②国税関係帳簿書類(国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。②において同じ。)について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、次に掲げる要件に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされる。
 - イ. 電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと。
 - ロ. 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
 - ハ. 国税庁等職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には応じることとする。
 - ③上記②イ及びロの要件、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに下記(2)④の見直し後と同様の検索要件の全てを満たして一定の国税関係帳簿^{※1}に係る電磁的記録の保存等を行う者(その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る。)のその電磁的記録に記録された事項に関し所得・法人・消費税に係る修正申告又は更正があった場合(申告漏れについて、隠蔽・仮装がある場合を除く。)には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税額は、通常のその税額から当該申告漏れに係る所得・法人税・消費税の5%相当を控除した金額とされる。
- ※1 所得・法人税の青色申告者が保存しなければならない仕訳帳・総勘定元帳等、消費税事業者が保存しなければならない帳簿。
- ④所得税の青色申告特別控除(65万円控除)の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき上記③の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることとされる。

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度

- ①承認制度を廃止。
- ②タイムスタンプ要件見直し
 - イ. 付与期間を記録事項の入力期間(最長約2月以内)へ統一、ロ. 受領者当の領収書等への自署廃止、ハ. 訂正・削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正・削除を行うことができないシステムを含む。)において、電磁的記録の保存をもってタイムスタンプ付与不要
- ③適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等。)を廃止。
- ④検索項目が「取引等の年月日、取引金額及び取引先」に限定され、保存義務者が国税庁等職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要化。

(3) 電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引。以下同じ)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

- ①タイムスタンプ要件見直し(上記(2)②の見直し後と同様期間)
- ②検索要件: 上記(2)④と同様、加えて判定期間^{※2}における売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記(2)④の求めに応じることとする場合、検索要件の全てが不要。※2 電子取引が行われた日が属する期間について、個人事業者はその属する年の前々年の1月1日から12月31日、法人はその属する事業年度の前々事業年度。

(4) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに申告所得・法人・消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

- ①スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者又は申告所得・法人・消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽・仮装された事実に基づき期限後申告・修正申告・更正・決定等があった場合、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%相当額を加算した金額とされる。
- ②スキャナ保存が行われた国税関係書類の電磁的記録並びに申告所得・法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、次のとおりとされる。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年12月25日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和3年度税制改正大綱 PartVI 納税環境整備②

イ. スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、上記(2)②～④の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても、保存しなければならないこととされる。

ロ. 申告所得・法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止される。

ハ. 上記(2)②～④又は上記(3)①②の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類等と扱わないこととされ、災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合、その事情が生じた日以後は、当該保存要件不要。

(5) 適用関係: 令和4年1月1日から施行することとし、上記(1)②、(2)②～④及び(4)②イは同日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について、上記(1)③、(4)①は同日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(3)・(4)②ロは同日以後に行う電子取引の取引情報について適用。

(注) 上記の改正の施行の際、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度又は国税関係書類に係るスキャナ保存制度の承認を受けている国税関係帳簿書類等は従前どおり。

3. 納税管理人制度の拡充

納税管理人を定めるべき納税者がその届出をしなかつたとき、所轄税務署長等は以下を求めることができることとされる。(適用関係: 令和4年1月1日以後に行う以下(1)から(3)までの求めについて適用。)

(1) その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項(以下「特定事項」)を明示し、60日以内の範囲で準備に通常要する日数を勘案して定める日(以下「指定日」)までに、納税管理人の届出をすべきこと。

(2) 特定事項の処理につき便宜を有する者(国内に住所又は居所を有する者に限る。以下「国内便宜者」)に対し、その納税者の納税管理人となること。

(3) (1)の求めを受けた納税者が指定日までに納税管理人の届出をしなかつたとき、(2)により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の国内関連者を特定事項の処理をさせる納税管理人として指定できる。

4. 無償譲渡等の譲受人等の第二次納税義務の整備

徴収共助の要請をした場合に徴収をしなくてもなお徴収不足であると認められる場合、その徴収不足が国税の法定納期限の1年前の日以後に滞納者が行った国外財産の無償譲渡等に基因するときは、その無償譲渡等の譲受人等は、第二次納税義務を負うこととされる。(適用関係: 令和4年1月1日以後に滞納となった国税(同日前の無償譲渡等を除く。))

5. 滞納処分免脱罪の適用対象の整備

滞納処分免脱罪の適用対象に、納税者等が徴収共助の要請による徴収を免れる目的で国外財産の隠蔽等の行為をした場合が加えられる。(適用関係: 令和4年1月1日以後にした違反行為)

6. 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置が講じられる。(適用関係: 令和5年度以後の課税分)

7. その他

(1) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設(適用関係: 令和4年1月4日以後の納付)
 自宅等においてスマートフォンのアプリ決済サービス(〇〇pay等)を使用する方法により、国税・地方税の納付ができることとされる。納付受託者が納税者の委託を受けた日に納付があったものとみなし、延滞・利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等に所要の措置が講じられる。

(2) e-Taxによる申請等の方法の拡充(適用関係: 令和3年4月1日以後に行う申請等)

e-Taxにより申請する場合でその書面に記載すべき事項を入力して送信できないものについては、書面提出に代えてスキャナ読み取り等により作成した電磁的記録(イメージデータ)を送信することができることとされる。

(3) 処分通知等の電子交付の拡充

税務当局が納税者に対して電子交付できる処分通知等の範囲に、①加算税の賦課決定通知書の送付(令和4年1月1日以後に行う送付)、②所得税の予定納税額等の通知^{*}(令和5年1月1日以後に行う通知)、③国税還付金振込通知書の送付(令和5年6月1日以後に行う通知)が加えられる。^{*}予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。

(4) 納税地の異動があった場合における質問検査権の管轄の整備

法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について、調査通知後に納税地の異動があった場合において、その異動前の納税地の所轄国税局・税務署長が必要があると認めるときは、その異動前の納税地の所轄国税局・税務署職員が質問検査権を行使できることとされる。(適用関係: 令和3年7月1日以後に新たに開始する調査及び反面調査)